

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜、
祭日、
がと
日
の翌日)

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

◇人委規則

目 次

- 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の休職の事由を定める条例第二条第二号の公共的機関を定める規則の一部を改正する規則
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
- 寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 選考により採用又は昇任させる職の一部改正

◇人委告示

鳥取県人事委員会規則第七号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第四号中、「分室長」を削り、同条第三項第一号中「又は准看護婦」を「看護士、准看護婦又は准看護士」に、「及び准看護婦」を「看護士、准看護婦及び准看護士」に改め、同項第二号及び第三号中「及び准看護婦」を「看護士、准看護婦及び准看護士」に改め、同項第四号中「及び看護婦」を「看護婦及び看護士」に改め、同項第五号及び第六号中「及び准看護婦」を「看護士、准看護婦及び准看護士」に改め、同項第七号中「及び看護婦」を「看護婦及び看護士」に改め、同項第八号中「及び准看護婦」を「看護士、准看護婦及び准看護士」に改める。

附 則

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第八号

職員初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号(5)中「又は看護婦の免許若しくは」を「、准看護師、看護婦、看護士若しくは助産婦の免許又は当該」に、「准看護婦、看護婦」を「准看護婦、准看護士、看護婦、看護士」に、「(看護婦)」を「(看護婦、看護士)」に、「(看護婦又は准看護士の職務)」に改める。

第三条第二項中「に規定する特殊の技術、経験等を必要とする」を「若しくは第二号に規定する」に改める。

第七条の二中第二号を第三号とし、同条第一号中「特殊」を「前号に掲げる場合のほか、特殊」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 顕著な業績等を有する者をもつて充てる必要のある研究員、医師等の職に職員を採用しようとする場合

第八条第四項第二号中「第七条の規定」の下に「の適用を受けて給料月

額が決定された者」を、「第七条の二第一号」の下に「若しくは第二号」を加える。

第八条の四第一項を次のように改める。

職員を別表第十三に定める特定級表(以下「特定級表」という。)に定める職務の級以上の職務の級に昇格させた場合におけるその者の給料月額、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給料月額とする。

一 昇格した日の前日に受けていた給料月額が昇格した職務の級の最低の号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)に達しない号給であるとき 昇格した職務の級の最低の号給

二 昇格した日の前日に受けていた給料月額が別表第十四に定める調整号給表(以下「調整号給表」という。)に定める号給に達しない号給であるとき(前号に掲げる場合を除く。) 昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、当該号給の直近上位の額の号給。以下この条において「対応号給」という。)の一号給上位の号給

三 昇格した日の前日に受けていた給料月額が調整号給表に定める号給以上の号給(職務の級の最高の号給を除く。)であるとき 対応号給の二号給上位の号給

四 昇格した日の前日に受けていた給料月額が職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額で昇格した職務の級の最高の号給の二号給下位の号給を超えない額のものであるとき 対応号給の二号給上位の号給

五 昇格した日の前日に受けていた給料月額が職務の級の最高の号給を

超える給料月額で昇格した職務の級の最高の号給の二号給下位の号給を超える額のものであるとき、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める給料月額

第八条の四中第五項を第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5 降格した職員のうち、当該降格後の給料月額を当該降格の日の前日に受けていた給料月額と同じ額の給料月額又はその直近下位の給料月額に決定された職員に対する当該降格後の最初の昇格に係る第一項又は第二項の規定の適用については、第一項第二号中「昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、当該号給の直近上位の額の号給。以下この条において「対応号給」という。）の一号給上位の号給」並びに同項第三号及び第四号中「対応号給の二号給上位の号給」とあるのは「対応号給」（当該降格後の給料月額を調整号給表に定める号給より下位の号給に決定された職員が調整号給表に定める号給以上の給料月額から昇格する場合にあつては、「対応号給の一号給上位の号給」とするほか、当該降格後の給料月額を調整号給表に定める号給以上の給料月額に決定された場合に限り、第二項第三号及び第四号中「対応号給の一号給上位の号給」とあるのは「対応号給」とする。

第八条の四中第四項を削り、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 職員を特定級表に定める職務の級より下位の職務の級に昇格させた場合におけるその者の給料月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給料月額とする。

一 昇格した日の前日に受けていた給料月額が昇格した職務の級の最低

の号給に達しない額の号給であるとき、昇格した職務の級の最低の号給

二 昇格した日の前日に受けていた給料月額が調整号給表に定める号給に達しない号給であるとき（前号に掲げる場合を除く。） 対応号給

三 昇格した日の前日に受けていた給料月額が調整号給表に定める号給以上の号給（職務の級の最高の号給を除く。）であるとき 対応号給の一号給上位の号給

四 昇格した日の前日に受けていた給料月額が職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額で昇格した職務の級の最高の号給の一号給下位の号給を超えない額のものであるとき 対応号給の一号給上位の号給

五 昇格した日の前日に受けていた給料月額が職務の級の最高の号給を超える給料月額で昇格した職務の級の最高の号給の一号給下位の号給を超える額のものであるとき、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める給料月額

第十三第二号を次のように改める。

二 第十九条第二項に定める昇給の時期以前一年間において、勤務日から休日を除いた日のうち、次に掲げる事由により勤務しなかつた期間及び任命権者（県費負担教職員にあつては市町村教育委員会）の承認を得ずして勤務しなかつた期間が通算して三十日を超える職員

(1) 休職（第十条の二第一項第一号(5)及び(6)に規定する休職を除く。）又は停職

(2) 職務専念の特例規則第三条第十号の二の規定による義務免除（通勤による負傷又は疾病によるものを除く。）

(3) 教職員の休暇規則第四条第十二号の二の規定による特別休暇（通

勤による負傷又は疾病によるものを除く。）

(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）

第二条の規定による育児休業又は同法第九条第一項の規定による部

分休業

第十三条第七号を次のように改める。

七 地方公務員の育児休業等に関する法律第二条の規定により育児休業

をしている職員

第二十一条中「第八条の四第一項から第三項まで」を「第八条の四第一

項から第四項まで」に改め、同条第三号中「第二項若しくは第三項」を「

同条第二項第五号、同条第三項若しくは第四項」に改め、同条第五号から

第十号の二までを次のように改める。

五 第八条の四第一項第一号又は第二項第一号の規定により昇格後の給

料月額が決定された場合で、その者の昇格した日の前日における給料

月額が当該各号の規定により昇格した職務の級の最低の号給に決定さ

れることとなる号給中最上位の号給であるときは、昇格した日の前日

における号給を受けていた期間に相当する期間（その期間が昇格後の

最初の昇給に係る昇給期間に相当する期間を超えるときは、当該昇給

期間に相当する期間）

六 第八条の四第一項第二号若しくは第二項第二号又は第八条の五第一

項第一号若しくは第二号の規定により昇格又は降格後の給料月額が決

定された場合においては、昇格し、又は降格した日の前日における号

給を受けていた期間に相当する期間（その期間が昇格又は降格後の最

初の昇給に係る昇給期間に相当する期間を超えるときは、当該昇給期

間に相当する期間）

七 第八条の四第一項第三号又は第二項第三号の規定により昇格後の給

料月額が決定された場合（その者の昇格した日の前日における給料月

額が同条第一項第三号若しくは第四号又は第二項第三号若しくは第四

号の規定により当該昇格後の給料月額に決定されることとなる号給が

二以上ある場合の一の号給であるときを除く。）においては、昇格し

た日の前日における号給を受けていた期間に相当する期間（その期間

が昇格後の最初の昇給に係る昇給期間に相当する期間を超えるときは、

当該昇給期間に相当する期間）

八 第八条の四第一項第三号又は第二項第三号の規定により昇格後の給

料月額が決定された場合で、その者の昇格した日の前日における給料

月額が当該各号の規定により当該昇格後の給料月額に決定されること

となる号給が二又は三ある場合の最上位の号給であるときは、昇格し

た日の前日における号給を受けていた期間に相当する期間（その期間

が昇格後の最初の昇給に係る昇給期間に相当する期間を超えるときは、

当該昇給期間に相当する期間）

九 第八条の四第一項第三号又は第二項第三号の規定により昇格後の給

料月額が決定された場合で、その者の昇格した日の前日における給料

月額が同条第一項第三号若しくは第四号又は第二項第三号若しくは第

四号の規定により当該昇格後の給料月額に決定されることとなる号給

が二ある場合（当該昇格後の給料月額に決定されることとなる給料月

額が三以上ある場合を除く。）の下位の号給であるときは、昇格した

日の前日における号給を受けていた期間が六月（給与条例第四条第六

項の規定により昇給期間が十八月とされている職員にあつては、九月）

を超える場合に限り、三月

十 第八条の四第一項第三号又は第二項第三号の規定により昇格後の給料月額が決定された場合で、その者の昇格した日の前日における給料月額が同条第一項第三号若しくは第四号又は第二項第三号若しくは第四号の規定により当該昇格後の給料月額に決定されることとなる号給が三ある場合（当該昇格後の給料月額に決定されることとなる給料月額が四以上ある場合を除く。）の中位の号給であるときは、三月（昇格した日の前日における号給を受けていた期間が三月未満であるときは、その期間に相当する期間）

十の二 第八条の四第一項第三号又は第二項第三号の規定により昇格後の給料月額が決定された場合で、その者の昇格した日の前日における給料月額が同条第一項第三号若しくは第四号又は第二項第三号若しくは第四号の規定により当該昇格後の給料月額に決定されることとなる給料月額が四以上ある場合の最下位の号給以外の号給であるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間

第二十一条第十号の三中「第五号」の下に「若しくは第二項第四号若しくは第五号」を、「規定により」の下に「昇格又は降格後の」を加える。
別表第一の短大卒の項の2の(四)中「海上保安学校本科の」の下に「通信課程（修業年限二年のものに限る。）又は」を加え、同項の6の(二)中「海上保安学校本科（」の下に「修業年限二年の通信課程及び」を加える。
別表第三の八の表五級の項第二号中「分室長」を削る。

別表第三の九の表一級の項中「准看護婦」の下に「又は准看護士」を加え、同表二級の項から四級の項までの規定中「又は看護婦」を「看護婦又は看護士」に改め、「准看護婦」の下に「又は准看護士」を加え、同表

五級の項中「又は看護婦」を「看護婦又は看護士」に改める。

別表第三の十七の表中

助産婦及び看護婦	看護婦
----------	-----

を

助産婦、看護婦及び看護士	准看護婦及び准看護士
--------------	------------

に改める。

別表第十一中

看護婦	准看護婦
-----	------

を

看護婦及び看護士	准看護婦及び准看護士
----------	------------

に改める。

別表第十三を別表第十四とし、別表第十二の次に次の一表を加える。
別表第十三（第八条の四関係）

特定級表

給料表	職務の級
行政職給料表	四級
公安職給料表	三級
教育職給料表(一)	
教育職給料表(二)	
研究職給料表	

医療職給料表(一)	二級
医療職給料表(二)	
医療職給料表(三)	三級

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成四年四月一日から施行する。

(昇格等に関する平成七年度までの間の経過措置)

2 平成四年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に職員をこの規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表第十三の特定級表に定める職務の級以上の職務の級(以下「対象級」という。)に昇格させた場合におけるその者の給料月額を、改正後の規則第八條の四第一項の規定にかかわらず、その者が昇格する時期の別により、附則別表の対象職員欄及び経過期間欄に掲げる区分(経過期間欄に定めのないときは、対象職員欄に掲げる区分)に対応する同表の昇格後の号給等欄に定める給料月額とし、当該昇格後の最初の昇給に係る昇給期間については、当該昇格後の号給等欄の区分に対応する同表の短縮期間欄に定める期間短縮することができ。

3 前項若しくは附則第五項の規定又は改正後の規則第八條の四第一項の規定の適用を受けた職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員を平成四年四月一日から平成八年三月三十一日までの間(以下「調整期間」という。)に昇格させた場合には、前項及び附則第五項の規定並びに改正後の規則第八條の四及び第二十一條の規定の適用がなく、かつ、この

規則による改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正前の規則」という。)第八條の四及び第二十一條の規定の適用があるものとして、昇給等の規定を適用した場合に当該昇格の日の前に受けることとなる給料月額及びこれを受けるとなったとみなすことのできる日から当該昇格の日の前日までの期間に相当する期間を基礎として、前項の規定(平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの間)にあっては改正後の規則第八條の四及び第二十一條の規定)を適用するものとする。

4 職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。)第四條第九項の規定により昇給しないこととされている職員を平成四年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に対象級に昇格させた場合におけるその者の給料月額は、附則第二項の規定にかかわらず、改正前の規則第八條の四の規定を適用したものとした場合に得られる給料月額とする。

5 平成四年四月一日、平成五年四月一日、平成六年四月一日又は平成七年四月一日(以下この項において「各調整日」という。)において、当該各調整日の前日から引き続き対象級に在職する職員(当該各調整日に対象級に昇格する職員を除く。)の当該各調整日における給料月額及びこれを受けるとなる期間については、その者が当該各調整日に属する職務の級の一級下位の職務の級からの昇格が当該各調整日に行われたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

6 (平成八年四月一日における給料月額等の調整)
調整期間中に対象級に二回以上昇格した職員及び人事委員会の定める

これに準ずる職員の平成八年四月一日における給料月額及びこれを受け
ることとなる期間については、その者が同日に属する職務の級の一級下
位の職務の級からの昇格が同日に行われたものとした場合との均衡上必
要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要
な調整を行うことができる。

(昇格に関する平成十三年度までの間の経過措置)

7 調整期間中に昇格をしなかった職員で附則第五項の規定の適用を受け
たもの及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員を平成八年四月一日か
ら平成十四年三月三十一日までの間に最初に昇格させた場合には、同項
の規定の適用がないものとした場合に当該昇格の日の前日に受けること
となる給料月額及びこれを受けることとなったとみなすことのできる日
から当該昇格の日の前日までの期間に相当する期間を基礎として、改正
後の規則第八条の四又は第二十一条の規定を適用するものとする。

8 降格した職員を平成四年四月一日から平成十四年三月三十一日までの
間に対象級に昇格(当該降格の日の前日においてその者が属していた職
務の級の一級上位の職務の級までの昇格に限る。)させた場合における
その者の号給及び当該昇格後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮するこ
とができる期間については、附則第二項の規定並びに改正後の規則第八
条の四第一項及び第二十一条の規定にかかわらず、部局内の他の職員と
の均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定めるものとする。
(読替規定)

9 平成四年四月一日から平成七年三月三十一日までの間の改正後の規則
の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲
げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第八条の四第 三項	前二項	前項の規定又は職員の初任給、昇格、昇給等 の基準に関する規則の一部を改正する規則(平 成四年三月鳥取県人事委員会規則第八号。 以下「平成四年規則第八号」という。)附則 第二項
第八条の四第 四項	前三項	前二項の規定及び平成四年規則第八号附則第 二項
第八条の四第 六項	第一項各 号	平成四年規則第八号附則第二項
第二十一条第 十二号	前号まで	前号までの規定又は平成四年規則第八号附則 第二項若しくは第八項
	第十号の 三まで	第十号の三までの規定又は平成四年規則第八 号附則第二項

10 改正後の規則第二十一条の規定の適用については、平成七年四月一日
から平成十四年三月三十一日までの間は、同条第十二号の規定中「前号
まで」とあるのは「前号までの規定又は職員の初任給、昇格、昇給等の
基準に関する規則の一部を改正する規則(平成四年三月鳥取県人事委員
会規則第八号)附則第二項若しくは第八項」とし、同日後における同条
の規定の適用に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

11 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に關し
(雑則)

改正後の規則第八条の四第一項を適用したものとした場合に改正後の規則第二十一条第九号に該当することとなる職員（以下「第九号職員」という。）	六月を超えるとき	対応号給の一号給上位の号給	六月
	六月以下 のとき	対応号給の一号給上位の号給	三月
改正後の規則第八条の四第一項を適用したものとした場合に改正後の規則第二十一条第十号に該当することとなる職員（以下「第十号職員」という。）	三月以上 のとき	対応号給の一号給上位の号給	六月
	三月未満 のとき	対応号給の一号給上位の号給	経過期間に三月を加えた期間
改正後の規則第八条の四第一項を適用したものとした場合に昇格した日の前日における給料月額が当該昇格後の給料月額に決定されることとなる給料月額が三あるとき（当該昇格後の給料月額に決定されることとなる給料月額が四以上ある場合を除く。）の最下位の号給となる職員（同項第四号に該当することとなる職員を除く。以下「第二十一条適用外職員」という。）		対応号給の一号給上位の号給	三月
		あらかじめ人事委員会の承認を得て定める給料月額	あらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間
その他の職員			

備考

1 この表において「経過期間」とは、昇格した日の前日における給料月額を受けていた期間に相当する期間をいう（ロの表及びハの表において同じ。）。

2 給与条例第四条第六項の規定により昇給期間が十八月とされている職員（以下「十八月職員」という。）に対するこの表の適用については、経過期間欄の区分中「九月」とあるのは「十五日」と、「六月」とあるのは「九月」とし、短縮期間欄の区分中「九月を減じた期間」とあるのは「十五日を減じた期間」とする。

□ 平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの間に昇格する職員

対 象 職 員	経過期間	昇 格 後 の 号 給 等	短 縮 期 間
初号等職員		昇格後の職務の級の最低の号給	○
第五号職員	六月以上 のとき	昇格後の職務の級の最低の号給	○ 経過期間から六月を減じた期間 (その期間が六月を超えるときは六月。以下同じ。)
	六月未満 のとき	昇格後の職務の級の最低の号給	
第六号職員	六月以上 のとき	対応号給の一号給上位の号給	○ 経過期間から六月を減じた期間
	六月未満 のとき	対応号給	
第七号等職員	六月以上 のとき	対応号給の二号給上位の号給	○ 経過期間から六月を減じた期間
	六月未満 のとき	対応号給の一号給上位の号給	
第九号職員	六月を越 えるとき	対応号給の一号給上位の号給	○ 経過期間に六月を加えた期間
	六月以下 のとき	対応号給の一号給上位の号給	
第十号職員	三月以上 のとき	対応号給の一号給上位の号給	○ 経過期間に六月を加えた期間
	三月未満 のとき	対応号給の一号給上位の号給	
第二十一条適用外職員		対応号給の一号給上位の号給	○ 六月
その他の職員		あらかじめ人事委員会の承認を得て定める給料月額	○ あらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間

備考

十八月職員に対するこの表の適用については、対象職員欄の第五号職員の区分、第六号職員の区分及び第七号等職員の区分に対応する経過期間欄の区分中「六月」とあるのは「十二月」とし、対象職員欄の第九号職員の区分に対応する経過期間欄の区分中「六月」とあるのは「十二月」とし、短縮期間欄の区分中「六月を減じた期間」とあるのは「十二月を減じた期間」とする。

ハ 平成六年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に昇格する職員

対 象 職 員	経過期間	昇格後の号給等	短 縮 期 間
初号等職員	三月以上 のとき	昇格後の職務の級の最低の号給	○
第五号職員	三月未満 のとき	昇格後の職務の級の最低の号給	○
第六号職員	三月以上 のとき	昇格後の職務の級の最低の号給	経過期間から三月を減じた期間 (その期間が九月を超えるときは九月。以下同じ。)
第六号職員	三月未満 のとき	対応号給	経過期間に九月を加えた期間
第七号等職員	三月以上 のとき	対応号給の二号給上位の号給	経過期間から三月を減じた期間
第七号等職員	三月未満 のとき	対応号給の一号給上位の号給	経過期間に九月を加えた期間
第九号職員	六月を超 えるとき	対応号給の二号給上位の号給 (十八月職員にあつては対応号給の一号給上位の号給)	○(十八月職員にあつては十二月)
第九号職員	六月以下 のとき	対応号給の一号給上位の号給	九月

第十号職員

三月以上
のとき

対応号給の二号給上位の号給（
十八月職員にあっては対応号給
の一号給上位の号給）

○（十八月職員にあっては十二
月）

三月未満
のとき

対応号給の一号給上位の号給

経過期間に九月を加えた期間

第二十一条適用外職員

対応号給の一号給上位の号給

九月

その他の職員

あらかじめ人事委員会の承認を
得て定める給料月額

あらかじめ人事委員会の承認を
得て定める期間

備考

十八月職員に対するこの表の適用については、対象職員欄の第五号職員の区分、第六号職員の区分及び第七号等職員の区分に対応する経過期間欄の区分中「三月」とあるのは「九月」とし、対象職員欄の第九号職員の区分に対応する経過期間欄の区分中「六月」とあるのは「九月」とし、短縮期間欄の区分中「三月を減じた期間」とあるのは「九月を減じた期間」とする。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第九号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の本庁の項中

「看護婦」を

「看護士」に改

め、同項一級の欄中

「農林技師
生活改良
普及員」

を「農林技師」に改め、

同項二級の欄、

三級の欄及び四級の欄中

「生活改良
普及員」

を

「改良普及
員」

に改め、同項中

四 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第

二条の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

第六条第二項中「育児休業の許可を受け」を「育児休業をし」に改める。

第七条第二項中「育児休業の許可」を「育児休業」に、「その者」を「その者」に改める。

第十一条第一号中「給与条例第十二条の規定」の下に「その他法令の規定」を加え、同条第二号中「（昭和二十六年鳥取県条例第四十号。以下「懲戒条例」という。）を」（昭和二十六年九月鳥取県条例第四十号）に改める。

第十四条第四項第三号中「（派遣職員）の派遣先の通勤による負傷又は疾病を含む。」を削る。

第十六条第一項中「育児休業の許可」を「育児休業」に改める。

第二十三条第二項中「第十五条第一項第二号」を「第十一条」に、「漁獲手当」を「漁労手当」に、「第十九条」を「第十六条」に、「多学年学級担当業務従事職員の特殊勤務手当」を「多学年学級担当業務従事職員の特殊勤務手当」に、「第三十一条」を「第二十四条」に、「夜間看護業務従事職員の特殊勤務手当」を「夜間看護手当」に改め、「及び第三号」を削る。

附 則

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

職員給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十一号

職員給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員給料の調整額に関する規則（昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一母来寮の項(1)中「及び准看護婦」を「看護士、准看護婦及び准看護士」に改め、同表岩井長者寮の項(1)中「看護婦」の下に「及び看護士」を加え、同表皆生小児療育センターの項(2)中「及び准看護婦」を「看護士、准看護婦及び准看護士」に改める。

附 則

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十二号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の本庁の項中

課 長	課 長
全県公園化推進室 の室長	団体检査室の室長
団体检査室の室長	専門技術員室の室長
専 門 員	専 門 員
農 業 技 術 調 整 員	農 業 技 術 調 整 員

に改める。

附 則

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

課 長	課 長
団体检査室長	団体检査室長
専門技術員室長	専門技術員室長
専 門 員	専 門 員
農 業 技 術 調 整 員	農 業 技 術 調 整 員

を

鳥取県人事委員会規則第十三号

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則（昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表中

園芸試験場日南試験地

日野郡日南町阿毘縁二二四

の一番地 一級

を

園芸試験場日南試験地	日野郡日南町
郡家土木事務所工務第二課佐治川 ダム管理係	八頭郡佐治村

阿毘縁二二四の一番地	一級
大字尾際二二二一番地の	一級

に改める。

附 則

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

職員の休職の事由を定める条例第二条第二号の公共的機関を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山、正 幸

鳥取県人事委員会規則第十四号

職員の休職の事由を定める条例第二条第二号の公共的機関を定める規則の一部を改正する規則

職員の仕事の事由を定める条例第二条第二号の公共的機関を定める規則(昭和五十六年三月鳥取県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三号の次に次の一号を加える。

四 財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会

附 則

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の本庁の項中「課長」の下に「全県公園化推進室長」を、「課長補佐」の下に「室長補佐」を加え、同表の備考中8を削り、7を8とし、6から2までを一つ繰り下げ、1の次に次のように加える。

2 この表中「室長補佐」とは、室長補佐のうち庶務に関する事務を

行う室長補佐をいう。

附 則

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

寒冷地手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十六号

寒冷地手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(寒冷地手当の支給に関する規則の一部改正)

第一条 寒冷地手当の支給に関する規則(昭和三十九年十月鳥取県人事委員会規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号を次のように改める。

六 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)

第二条の規定により育児休業をしている職員

第四条各号列記以外の部分中「定める月額」を「定める給料の月額」に改め、同条各号を次のように改める。

一 条例第十二条の規定その他法令の規定により給料が減額されている場合 減額しない給料の月額

二 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和二十六年九月鳥取

県条例第四十号) 第三条の規定により減給されている場合 減給されない給料の月額

(産業教育手当の支給に関する規則の一部改正)

第二条 産業教育手当の支給に関する規則(昭和三十三年二月鳥取県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「以下同じ。」及び「(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年三月鳥取県条例第三号) 第二条第一項の規定により派遣された職員の派遣先の通勤による負傷又は疾病を含む。)」を削る。

第六条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「おくれる」を「遅れる」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

(農林漁業改良普及手当の支給に関する規則の一部改正)

第三条 農林漁業改良普及手当の支給に関する規則(昭和三十九年十二月鳥取県人事委員会規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五条各号列記以外の部分中「ところによるものとする。」を「給料月額とする。」に改め、同条第一号中「条例第十二条の規定」の下に「その他法令の規定」を加える。

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第四条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和四十一年二月鳥取県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第六号中「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号) 第三条第二項の規定により育児休業の許可を受けてい

る職員をいう。」を「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号。以下「育児休業法」という。) 第二条の規定により育児休業をしている職員をいう。」に改める。

第三条第二項を次のように改める。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除外する。

一 第一条の二第三号及び第四号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間

二 第一条の二第六号に掲げる職員として在職した期間については、その二分の一の期間

第八条第二項に次の一号を加える。

五 育児休業法第九条第一項の規定による部分休業の承認を受けて一日の勤務時間の一部について勤務しなかつた日が九十日を超える場合には、その勤務しなかつた期間

(職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正)

第五条 職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号) 第十五条第一項」を「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号) 第六条第一項」に改める。

(県費負担教職員の休暇に関する規則の一部改正)

第六条 県費負担教職員の休暇に関する規則(昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉

施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）第十五条第一項を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第六条第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成四年四月一日から施行する。
- （期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置）
- 2 平成四年六月に支給する期末手当に係る在職期間の算定に関しては、第四条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第三条第二項第二号の規定は、この規則の施行の日以後の期間について適用し、同日前の期間については、なお従前の例による。

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第一号

昭和三十三年八月鳥取県人事委員会告示第四号（選考により採用又は昇任させる職について）の一部を次のように改正し、平成四年四月一日から施行する。

平成四年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

第一項中「看護婦の職」の下に「看護士の職」を加え、「准看護婦の職」の下に「准看護士の職」を加える。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県 【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】